

龍ヶ崎市立八原小学校 P T A 規約 細則

第 1 章 本部役員・会計監査委員の選出及び就任

第 1 条 本部役員・会計監査委員の推薦委員会は、運営委員会が兼任する。

第 2 章 本部役員会

第 2 条 役員会は、本部役員をもって構成し、各種原案の作成、及び緊急事項の処理にあたるとともに、地域、他の学校、関係機関と情報交換し、共に活動する。

第 2 条の 2 前年度の本部役員よりアドバイザーを置くことができる。

第 3 章 学年委員

第 3 条 学年委員は、「コンパルソリー委員」からなる。

第 3 条の 2 「コンパルソリー委員」は、こども 1 人あたり、入学から卒業までの 6 年間に 1 回（任期 1 年）引き受ける委員である。

第 3 条の 3 本部役員を 1 期以上務めた者は、以後（第 2 子以降）のコンパルソリー委員の義務を負わないものとする。

第 4 条 4 学年までに転入した場合は、転入から卒業までの間に 1 回、委員を引き受ける。

第 5 条 コンパルソリー委員の選出方法等は、次のとおりとする。

(1) コンパルソリー委員の選出は、「委嘱年次調査」によりなされる。

(2) 委嘱年次は、「委嘱年次調査」結果をもとに委嘱年次（案）を本部役員会で作成し、運営委員会の承認を得て決定する。

第 4 章 地区指導委員

第 6 条 地区指導委員は、各地区の児童数を考慮し、各地区から委員を選出する。通学路を安全を含めた登下校に関する活動をする。

第 5 章 委員の委嘱

第 7 条 委員は、P T A 運営委員会から委嘱される。

第 6 章 臨時委員会

第 8 条 臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。

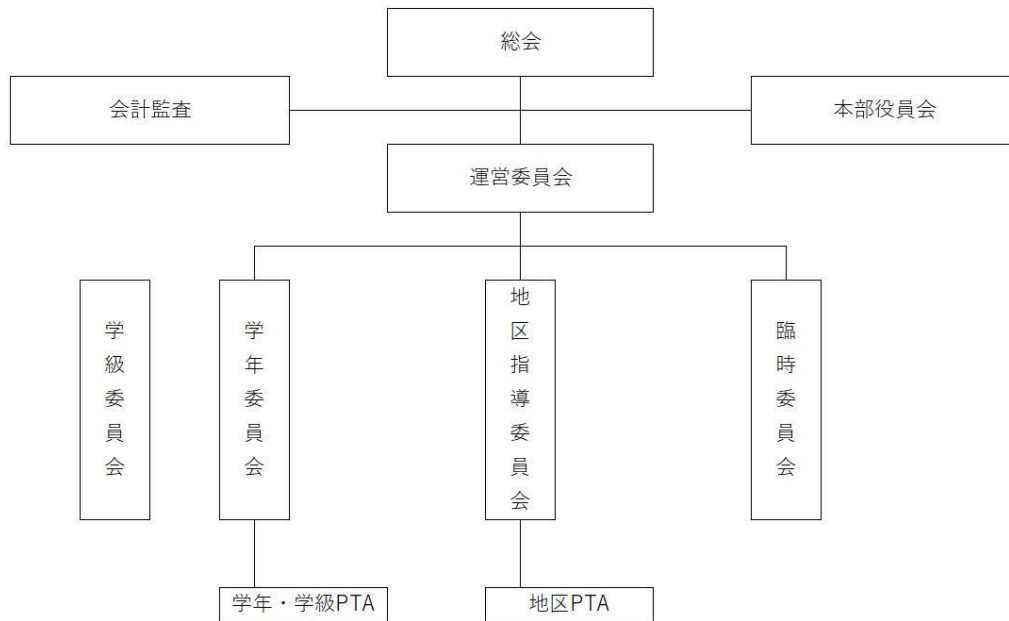
第 7 章 学年・学級委員会

第 9 条 委員長、副委員長、書記、会計、学年会計監査は、各学年委員会において選出する。

第 10 条 学年、学級委員会は、おもに、教師、保護者、児童の相互理解を深め、良い教師、保護者となるための活動をする。

平成14年3月16日制定
平成19年4月1日改訂
平成20年4月1日改訂
平成23年3月9日改訂
平成30年4月1日改訂
令和3年4月26日改訂
令和6年5月2日改訂
令和8年5月1日改訂

[PTA組織図]



令和 6年5月2日改訂